

## No. 2 特別緑地保全地区の決定又は変更に関する案件概要

本市では、「横浜市水と緑の基本計画」（計画期間：平成 18-37 年度）に基づき、平成 25 年 12 月に策定した「横浜みどりアップ計画」（計画期間：平成 26-30 年度）における施策の一つに、緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の確実な保全の推進を挙げています。

### 議第 1033 号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
上川井町堂谷特別緑地保全地区	約 3.5ha	

(内容)

上川井町堂谷特別緑地保全地区は、旭区の北西部、相鉄本線三ツ境駅の北約 3.2 キロメートルに位置しており、住宅地や小学校に隣接した良好な樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」における緑の七大拠点のうち、「三保・新治地区」に含まれており、市民の森や特別緑地保全地区の指定により樹林地を保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン・旭区プラン」において、本地区を含む帷子川源流域は、湧水を生かし憩いの場としての水辺環境づくりを進めるとともに樹林地をできる限り保全するとしています。

### 議第 1034 号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

名 称	面 積	備 考
小机城址特別緑地保全地区	約 4.2ha	

(内容)

小机城址特別緑地保全地区は、港北区の南西部、J R 横浜線小机駅の北西約 400 メートルに位置しており、住宅地に隣接した良好な樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点の一つである「都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺地区」に含まれており、特別緑地保全地区などの指定により拠点となる緑地の保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン・港北区プラン」において、鶴見川をはじめとする水辺空間の魅力化を図るとともに、残された緑を様々な方策により保全・活用するとしています。

本地区の一部の区域については、平成 18 年 5 月に特別緑地保全地区に指定されています。

これら 2 地区について、周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定及び変更します。